

奈良県における取組

1 障害児保育の質の向上

県単独事業として実施している障害児保育事業費補助について、障害児保育の一層の質の向上のため、障害児に対する保育士配置の割合が2対1を超える手厚い保育を実施する保育所に対し、保育士加配経費に対する補助を充実

2 多様な働き方に併せた保育の推進

奈良県では、大多数の保育所、認定こども園で延長保育を実施し、多様な働き方に対応した保育を推進している。

3 保育士のキャリアパス構築に向けた支援

平成27年度から保育士のキャリア形成の一助とするため、一定の実務経験と専門知識を有し、所定の研修を修了した保育士について、県が認定し、モチベーションの向上を通じて保育士としての定着を促す。

(平成30年度からは、国制度によるキャリアアップ研修を組み込んだキャリア認定制度を再構築)

(課題1) 障害児保育対策の充実

保育所等を利用する障害児が増加しており、障害児担当保育士を加配している市町村に対してさらなる補助が必要。

県決算額	H28	84,601千円	→	H29	112,266千円
実施施設数	H28	51ヶ所	→	H29	66ヶ所

(課題2) 延長保育基準額の見直し

保育標準時間認定子どもにかかる延長保育の事業経費に対する補助基準額は、開所時間に基づいた算定であるが、対象児童数の多寡によって経費が大きく変わるため、見直しが必要。

(課題3) 保育士の人材確保が困難

他の産業に比べて、保育士の平均勤続年数が短く、賃金も低い。

H29年 賃金構造基本統計調査より (奈良県)				(全国)			
職種	きまって支給する 現金給与額 (月額)	平均年齢	平均勤続年数	職種	きまって支給する 現金給与額 (月額)	平均年齢	平均勤続年数
保育士	22万5千円	37.5歳	5.4年	保育士	23万0千円	35.8歳	7.7年
全産業平均	32万6千円	42.2歳	11.1年	全産業平均	33万4千円	42.5歳	12.1年

国にお願いすること

- 1 障害児保育については、平成30年度より地方交付税の算定方法が見直されたところであるが、障害児に対し、質の高い保育を実施するためには、児童1人に対し1人の加配保育士が必要であるため、交付税の算定基準を「障害児2人に対し加配保育士1人」から「**障害児1人に対し加配保育士1人**」に見直していただきたい。
- 2 保育標準時間認定子どもにかかる延長保育の事業経費は、対象児童数の多寡によって大きく変わるため、補助基準額の算定方法を、開所時間の長短でなく、**対象児童数の多寡に着目した方法**へ見直していただきたい。
- 3 平成29年度より全職員を対象とした2%相当の処遇改善と、保育士としての技能・経験を積んだ職員を対象とした追加的な処遇改善が実施されているが、依然として他産業との賃金格差が大きいいため、**さらなる処遇改善**をお願いしたい。
また、公定価格の算定における地域区分について、地域の均衡がとれた設定となるよう、見直しをお願いしたい。